

〔勘仲記〕弘安十年七月十三日壬寅内大臣殿令著陣給、奥其後人々著陣、抑條事定事略○中

官續文○中
略

定文

官勘申越中國司申請三ヶ條雜事○中

一請以凡絹一匹宛鮭五隻辨濟納官家封家濟物事○中
略

左辨官下越前國。

應以凡絹壹疋宛鮭五隻辨濟納官家濟物事

右得彼國司去六月二日解狀備謹檢案内見色難濟之國隨其申請被下色替之宣旨古今之例也爰當國近年以後漁捕不獲利網罟無用因前々國司注此由申請之處必有裁許仍以凡絹一疋宛鮭五隻院宮諸家封戶代皆進濟也而今中宮職一所背傍例國布壹疋宛鮭二隻可辨濟之由所謳責也濫行之甚何事如之依此非法之責已弊稱失計略何況去天永四年國司勤子細注奏聞之時即所被下宣旨也綸旨不朽非無先例僉議之間何無裁許哉望請天裁且任傍例且依先例早被宣下者遁亡國非法之責早致濟物合期之辨者權中納言藤原朝臣實光宣奉勅依請者國宜承知依宣行之

保延六年八月三日

大吏小槻宿禰

中辨藤原朝臣

〔新猿樂記〕四郎君受領郎等刺史執鞭之圖也○中常擔集諸國土產貯甚豐也所謂○中越後鮭、
鹽引として諸國へ通商は此地に限る次には我が越後に多し又信濃越中出羽陸奥也常陸にも

ありときづこれらの國の鮭はその所の食にあつるに足るのみ通商するにたらず江戸は利

〔北越雪譜初編人〕鮭を出す所

鮭は今五畿内西國には出す所を聞ず東北の大河の海に通ずるには鮭あり松前蝦夷地最多し鹽引として諸國へ通商は此地に限る次には我が越後に多し又信濃越中出羽陸奥也常陸にもありときづこれらの國の鮭はその所の食にあつるに足るのみ通商するにたらず江戸は利